

# 第6次清水町社協地域福祉活動計画 (案)

令和5年3月

社会福祉法人 清水町社会福祉協議会



# 目次

---

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 SDGsに対応した計画推進.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定方法.....	4
<b>第2章 清水町及び清水町社協の現状</b> .....	5
<b>第3章 計画の考え方</b> .....	6
1 計画の基本理念.....	6
2 計画の基本目標.....	7
3 活動の体系.....	8
<b>第4章 活動の展開</b> .....	9
基本目標1 地域を支える人づくり.....	9
基本目標2 助け合い、支え合いの地域づくり.....	11
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり.....	15
基本目標4 適切な支援へつながる体制づくり.....	18
<b>第5章 計画の推進管理</b> .....	25
1 計画の推進体制.....	25
2 計画の進行管理について.....	25
3 成果指標の設定.....	26



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨と背景

近年の私たちを取り巻く社会環境は、様々な技術の進歩による生活の利便性が飛躍的に向上しつつある一方、経済的な問題を伴う格差社会が拡大しつつあります。また、少子高齢化・核家族化や経済の低成長、ライフスタイルの多様化・複雑化を背景に、家庭や地域による支え合いの基盤である地縁が弱まる等、地域の連帯感の希薄化・社会的孤立の増加により、児童虐待や引きこもり、生活困窮といった問題が増加傾向にあります。これらの問題は1つが発生することで心身の健康や家庭の状況等の他の問題を引き起こすこともあり、複雑に絡み合いながら進行していくため、これまでと同じ対応では、地域で課題を抱えている人々に対して十分な支援が行き届かない状況にあります。

このような人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、国においては、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を目指すこととしています。

社会福祉協議会は「社会福祉を目的とする事業の連絡・調整」を行う唯一の社会福祉法人として、地域共生社会の実現をはじめとした一層の地域福祉の増進に努めていきます。そのために、地域住民主体の活動の活性化を図るとともに、行政と地域の協働による包括的で強固なセーフティネットの構築を推進していかなければなりません。

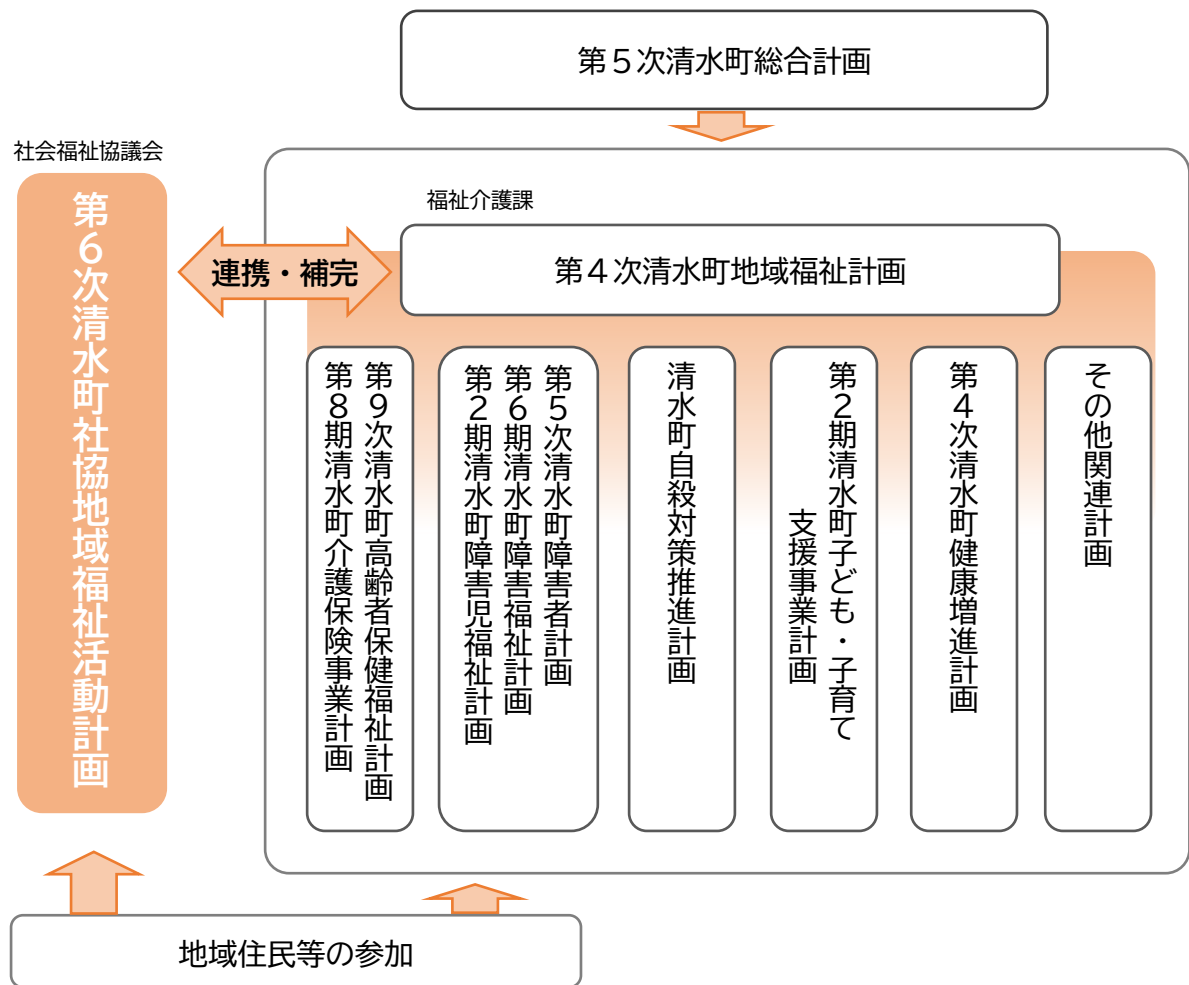
これまで清水町社会福祉協議会では、行政の策定する地域福祉計画と足並みを揃えながら、人材育成・環境整備・体制強化を主軸に地域ぐるみの支え合いの実現に努めてきました。この度、計画の見直しに合わせて地域共生社会の実現を見据えた方針の決定と行政と連携した福祉サービスの充実を図るため、新たに第6次清水町社協地域福祉活動計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、清水町が町の総合計画を上位計画として策定する清水町地域福祉計画に基づき、民間の行動計画として、社協が地域福祉を推進していくための行動計画です。

町で策定した地域福祉計画の理念に基づき、住みよい地域づくりのために地域や住民の方の主体的な行動、活動を具体的に示す指針を町と協議し内容の調整を図ってきました。

今後も引き続き、町の動向に注視しながら連携を図っていくことで地域福祉計画が掲げる理念と理想とする地域像の実現を目指します。



### 3 SDGsに対応した計画推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までを期間として定める国際的な目標です。17の長期的なビジョン（ゴール）と、169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ること为目标に掲げています。

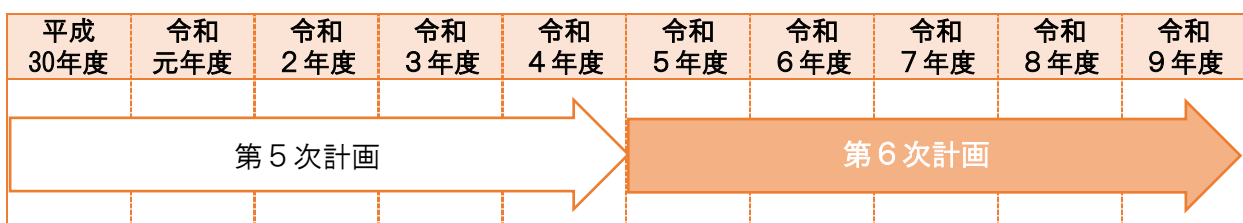
SDGsではあらゆる主体の力を結集するという理念に基づき、各国政府による取組にとどまらず、地域レベルでの取り組みや自治体の貢献にも大きな期待が寄せられています。

本計画は福祉に関する個別計画の上位に位置付けられる地域福祉計画について、具体的な活動方針を定める分野横断的な取組を推進するための計画であり、住民への様々な支援と安心して暮らすことができる環境づくりを通じて、SDGsで求められる「住み続けられるまちづくり」と格差の是正に向けた取組を推進していきます。



### 4 計画の期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5年間の計画として策定します。計画の推進においても町の地域福祉計画との整合をはかり連携・協働による推進に努めますが、国や県、町の動向を踏まえ、社会情勢が大きく変化した際には必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



## 5 計画の策定方法

---

新しい計画を策定するにあたり、現行計画の進捗状況の確認や住民のニーズ等の把握、地域福祉を担う関係者の意向等を収集するため、以下の取り組みを行いました。

### 1) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、町の実施する住民意識調査に合わせて社会福祉協議会の認知度等を把握するための調査項目を盛り込みました。また住民の要望や福祉への関心、必要とする支援等についても情報を共有し、計画の施策検討に役立てています。

### 2) 関係団体ヒアリングの実施

令和4年秋～冬にかけて、地域福祉の推進に携わる関係団体等を対象に、ヒアリングシートを活用しての意見交換の場を設置し、計画への要望や団体の活動・運営における課題等を整理しました。

### 3) 計画策定委員会の開催

福祉に携わる町の担当各課及び地域の関係者から構成される「第6次清水町社協地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に係る施策の方向性について協議し、その提言を計画に反映しました。

### 4) パブリックコメントの実施

町民の意見を計画に反映することを目的に、この計画の中間案を社会福祉協議会のホームページ等で公表するパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を募りました。

(パブリックコメント期間：令和5年2月●日～令和5年2月●日)



町の統計・アンケート調査結果を

整理・分析中

## 第3章 計画の考え方

### 1 計画の基本理念

清水町社会福祉協議会は、これまで「みんなで支え合い笑顔で住み続けたい地域づくり」を基本理念として町と連携して様々な福祉サービスの充実に努めてきました。地域共生社会の実現に向けて、今後は町だけでなく関係団体や町民との連携協働を推進するとともに、多様化するライフスタイルに合わせて希薄化する地域のつながりを再構築することで、ニーズに応じた支援体制と住民同士の助け合いによる福祉のまちづくりを推進していきます。

このような目標の達成に向けて、引き続き町の掲げる基本理念を踏まえて以下の基本理念を地域福祉活動計画の指針とします。

知り合おう、支え合おう

～ 地域 みんなでつなぐ、笑顔と幸せの輪 ～

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 地域を支える人づくり

少子高齢社会の深刻化は今後も続くと見込まれており、団塊の世代が後期高齢者の年齢に達する「2025年問題」が目前に迫り、その先には高齢者1人に対し現役世代が1.5人で生活を支えるという「2040年問題」が懸念されています。このような世代間の不均衡に合わせて多様な働き方・支援のあり方を検討し、福祉を担う人材の確保に努めることが喫緊の課題とされています。

長期的な視点で人材確保と育成を推進するため、児童生徒を対象とする福祉教育の推進や、地域での福祉講座の充実、ボランティア等の登録制度の拡充や周知、高齢者の活躍サポート等、各世代に合わせた周知啓発を行い、幅広く人材の募集及び育成を行います。

### 基本目標2 助け合い、支え合いの地域づくり

支え合いの基盤となる、地域のコミュニティの再構築のためには、地域活動の活性化が必要不可欠です。交流の機会を増やすことで、一人ひとりが地域への帰属意識と連帯感を醸成し、見守り・助け合いの輪を広げていく必要があります。

今後町と社協は、地域住民や関係機関の連携のもと、地域活動のネットワーク強化を推進するとともに、地域で活動する様々な団体の運営・継続のための相談支援や、連携や協働を促すコーディネーターとして、誰もが積極的に活動しやすい環境を整備します。

### 基本目標3 だれもが安全に安心して暮らせる環境づくり

近年では子どもを狙う凶悪犯罪や一人暮らしの高齢者を対象とする悪質な詐欺事件等が横行しています。また気候変動の影響もあり、大規模な地震や豪雨等による土砂災害、台風による洪水等、従来では想定されていなかった規模の自然災害が各地で多発している状況です。このような様々なリスクに対応するため、日頃からの地域の見守り体制や、緊急時の連携災害復旧に向けたボランティアの受入れ体制等、様々な段階でリスクを低減するための取り組みが求められます。

団体や関係機関との連携による体制整備はもちろん、地域活動や交流の場を通じて互助意識の醸成と防災意識の啓発に努め、より強固で住み続けられる街づくりを推進します。

### 基本目標4 適切な支援へつながる体制づくり

地域共生社会でも重視されている制度や分野ごとの「縦割り」の支援体制からの脱却は、従来では十分な支援が行き届かなかった「制度の狭間」の問題を抱える人々を支援するための重要な施策です。

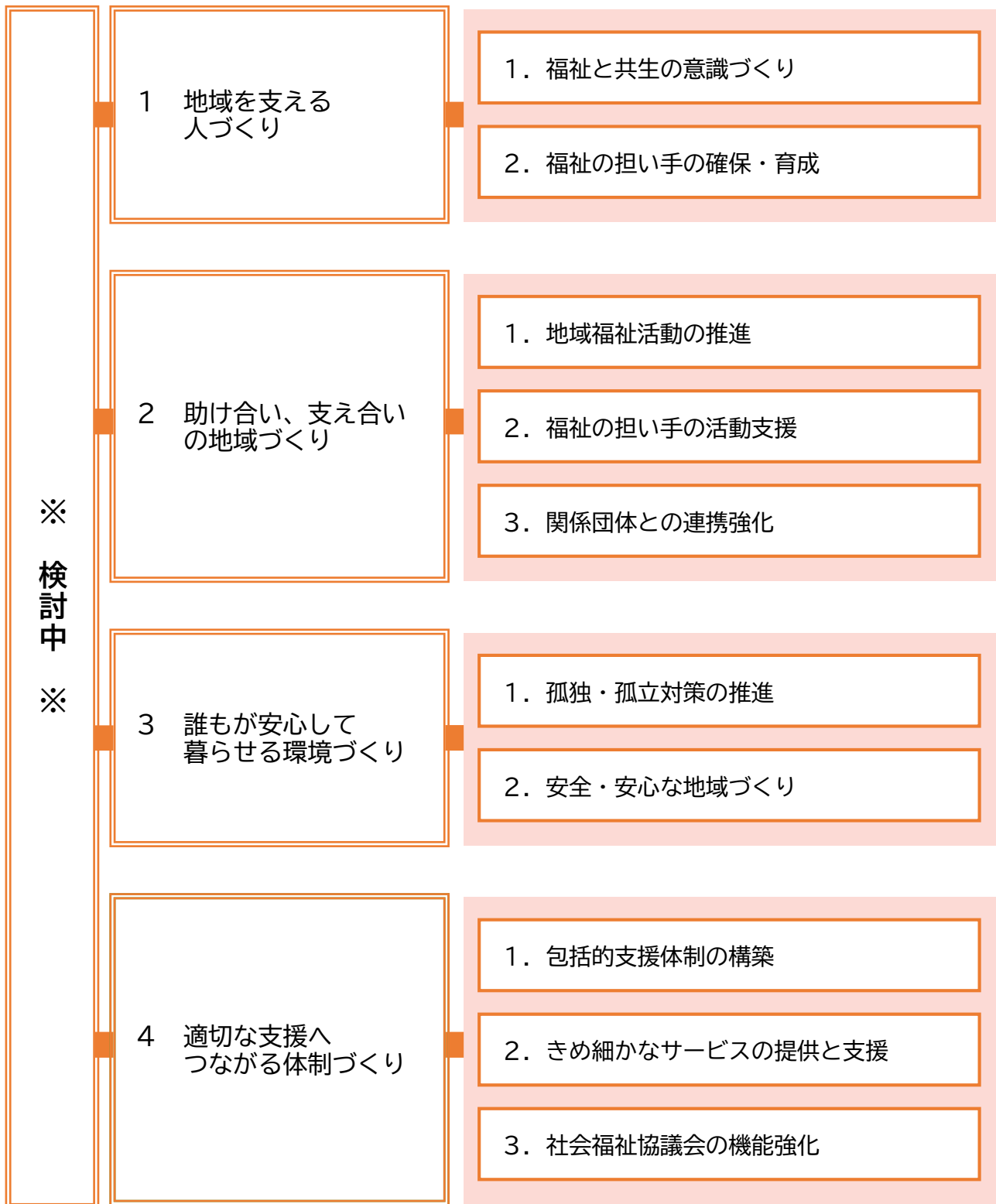
引き続き、子育て世帯や高齢者・障害者等の各分野ごとのサービスの充実や支援体制の強化を図りますが、今後は相談窓口の機能強化を中心に、関係機関との連携強化、福祉に関する情報発信等、様々な面で適切な支援につなげるための取組を強化し、支援を必要とする人に情報と支援が行き渡るよう努めます。

### 3 活動の体系

基本理念

基本目標

活動の方針



## 第4章 活動の展開

### 基本目標1 地域を支える人づくり

#### 1 福祉と共生の意識づくり

これからの共生の意識づくりにおいては、地域の住民をはじめとする多様な主体が役割を持ち、支え合う地域を目指すことが重要です。学校や地域の講座を通じての福祉教育のほか、多文化共生や人権・権利擁護の啓発等を通じて互いを尊重できる人の育成と、ダイバーシティ（多様性）の推進に取り組みます。

##### ① 「地域共生」の意識の醸成

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の一人ひとりが相互扶助の精神を養い、地域と福祉に対する意識を深められるよう、講演会や地域のイベントを通じて啓発を行います。

No.	取組	内容
1	区長会・民生委員児童委員協議会との連携強化	区長・民生委員児童委員との連携を強化し、地域福祉の意識づくりを啓発します。
2	社会福祉大会の開催	社会福祉の貢献者に対し、顕彰します。
3	福祉講演会の開催	住民に社会福祉についての理解を深めるため、福祉講演会を開催します。
4	企業の社会福祉貢献活動の啓発	企業の社会福祉貢献のあり方について調査研究を行いながら、地域福祉活動への参画を働きかけます。
5	地域と福祉に関する情報発信の強化	社協だよりやホームページ、SNS等を通じて福祉に関わる取組の情報を広く発信します。 また、社会福祉大会等のイベントを活用して、福祉に関心のない人にも目を向けてもらえるような効果的な情報発信を行います。

##### ② 体験学習の推進

地域の将来を担う小中学生及び高校生に向けた福祉教育やボランティア講座等と連携し、地域課題への関心や理解を深める機会の拡充に努めます。

No.	取組	内容
1	福祉教育実践校事業の推進	子どもに思いやりや優しい心を理解してもらうため、町内の小・中学校を町社会福祉協議会指定の福祉教育実践校と位置づけ事業を推進します。
2	体験学習の充実	小学生・中学生・高校生のレベルに合わせた体験学習のプログラムを幅広く開催します。
3	学校の総合的学習プログラムの提供と活動先の調整強化	子どもの総合的学習の場として、手話・点字教室、高齢者疑似体験などの体験学習や地域から学ぶプログラムを提供します。 また、活動先として福祉施設等への調整を行います。
4	相互理解の推進	福祉教育や講座の機会を活用し、障害のある人に対する差別や偏見の解消、多文化理解等について教育する場を設け、誰もが互いを尊重し、支え合える地域づくりを目指します。

## 2 福祉の担い手の確保・育成

ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していくためには、適切かつ専門的な支援が可能な福祉専門職の確保だけでなく、より身近で支援を必要とする人に寄り添うことができる地域の担い手の確保も重要です。資格取得を目指す学生等に対して実習の場を提供するとともに、住民同士の支え合いの推進に向けて地域で支援できる人材の育成に努めます。

### ① 地域の福祉リーダーの育成

地域福祉の推進において、住民の参加促進を図るため、住民に近い立場で福祉活動を主導できる地域のリーダーの育成に努めます。

No.	取組	内容
1	地域活動リーダーの育成強化	地域活動のリーダーの育成にあたり、地域の課題を自らの課題として認識し、自分の暮らす地域を良くしたいと思う人材を発掘・育成します。
2	ボランティアリーダーの育成	ボランティアの人材確保と福祉・ボランティアリーダーの育成を目的に、生活支援サポーター、認知症サポーター、災害ボランティアコーディネーター、手話奉仕員等各種講座を開催し、講座修了後の活動継続のための支援を行います
3	生活支援コーディネーターの配置と協議体の開催	住民主体の生活支援等サービス、助け合いの仕組みづくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を運営し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進します。

### ② 福祉に関わる人材の育成

様々な分野における人材の発掘・育成に取り組み、それぞれが自身の得意なことや強みを活かして地域福祉の推進に貢献できるよう、活動先の案内等を行います。

No.	取組	内容
1	生活支援サポーターの育成	生活支援サポーター養成講座修了者に生活支援サポーターへ登録をしていただき、“見守り活動”をはじめ、草取り、話し相手など、高齢者の困りごとを支援するボランティアの担い手を育成します。
2	実習生の受入れ	将来、福祉・医療・教育の仕事に携わりたいと希望する人たちに対して、学習・実習の場を提供し、積極的に実習生の受け入れを行います。
3	高齢者の活躍推進	勤労者や定年退職者、高齢者等を対象にしたシニア・シルバーボランティア活動や生きがいづくり、社会貢献活動など、世代別・分野別活動を開発・研究すると共に活動先を案内します。
4	住民主体の助け合い活動の創出	地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、様々なネットワークをいかしながら、地域の互助を高め、新たに住民主体のサービスを創出する。

## 基本目標2 助け合い、支え合いの地域づくり

### 1 地域福祉活動の推進

地域のつながりが希薄化している現代において、地域の人々が互いに助け合い、支え合うことは非常に難しく、まず近隣の住民同士がお互いを認識し、声をかけあう関係性になることが地域コミュニティの再構築につながります。活動を通じて地域の賑わいを創出できるよう、世代間交流の促進や町内会・自治会への加入促進等を通じて、より多くの住民が地域活動に参加できるよう努めます。

#### ① 地域内交流の活性化

地域の一人ひとりが周囲の人々とかかわりを持ち、地域福祉への関心を高め活動に参加できるよう、地域内での交流機会の提供と充実に努めます。

No.	取組	内容
1	ふれあい広場の開催	子どもから高齢者まで、障がいのある方、ない方も参加する福祉の集いとして、ふれあい広場を開催します。 今後の開催においては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた運営を構築し、より安全かつ効果的なイベントの開催に努めます。
2	ふれあい・いきいきサロン事業の充実と推進	事業の実施において、地域の理解と民生委員児童委員、ボランティア等の協力・協働で、参加者の生きがいや介護予防を促進するため、充実と推進を図ります。 また、シニアクラブ会員でない方や閉じこもりがちな高齢者へ参加を呼びかけます。
3	地域の居場所づくり・サロン運営の支援	地域で住民が交流でき、つながりあえる居場所やサロンを、住民主体でつくろうとしている団体・グループの支援をします。
4	ふれあいと交流機会の拡充	子育て応援団体、福祉当事者団体、高齢者団体と地域住民がふれあい・交流ができる場をつくります。

#### ② 小地域における福祉活動の推進

住民にとって、より身近な小地域単位で、地域の実情に応じた福祉活動を推進するための基盤を整備します。

No.	取組	内容
1	小地域福祉活動の推進	地域住民の日常生活に密着した地区の公民館等で取り組まれている小地域福祉活動を支援します。
2	生活支援ニーズの把握	各地区で開催する地域ささえあい勉強会等を通じて、各地域の生活支援ニーズの把握に努め、地域の課題に応じた活動を検討します。
3	住民参加型福祉サービスクラスの開発・研究	高齢者や障がいをもつ人、産前産後の方、ケガなどにより日常生活が困難な方等、何らかの援助を必要とする方を対象に、公的な制度では支援が行き届かない“ちょっとした困りごと”（ゴミ出し、草取り、電球の取替、買い物の付き添い）を同じ地域の協力会員（サポーター）が有償で行う仕組みづくりを構築します。



## 2 福祉の担い手の活動支援

様々な団体が、地域活動やボランティアを通じての支援を担っていますが、少子高齢化の影響は地域の団体・担い手においても深刻であり、活動時だけでなく日頃からの組織の運営・継続においても様々な課題を抱えています。今後は団体に対するニーズや活動先の情報提供とともに、ボランティア同士の連携支援、組織の維持向上に向けた支援を実施します。

### ① 社会資源の把握

地域の人々が抱える多様な生活課題に対応できるよう、地域において支援に活用できる人・モノ・財源・情報を精査し、地域活動の活性化につなげていきます。

No.	取組	内容
1	社会資源の調査	生活支援コーディネーターの活動と協議体の開催を通じて社会資源の調査を行い、多様な生活課題に対する社会資源の把握に努めます。
2	社会資源ガイドブックの作成	調査によって把握できた社会資源について、ガイドブックにまとめ、年単位で更新します。 また、作成したガイドブックは地域住民が活用できるよう、広く周知を行います。

### ② ボランティア活動の支援強化

ボランティア活動の状況を把握し、町民に広く周知するとともに、需給調整や活動に対する支援を強化します。

No.	取組	内容
1	ボランティアニーズの把握と情報発信	支援を必要とする人と、支援ニーズを把握し、適宜ボランティアに情報を提供する等、需給調整の機能を強化します。 また、ボランティアの活動状況について、社協だよりやパンフレット、SNSを通じて地域住民に広く周知を行います。
2	ボランティア活動に関する調査研究	近年のボランティアの動向や活動事例について、専門図書や関係情報誌の情報を収集・分析し、関係団体・関係機関と共有します。
3	活動に関する相談支援	ボランティアに関心がある人の受付・登録をサポートします。 また、活動や団体運営に関する課題の解決に向けて、相談対応を強化します。
4	ボランティア活動の支援（ボランティア保険の加入促進）	安心してボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会に登録したボランティアの活動中の不慮の事故に備え、ボランティア活動保険に加入します。また、円滑な活動ができるよう活動費を助成します。
5	ボランティア交流会の開催・他機関との連携強化	ボランティアグループ間の情報交換と、学習、親睦の場として、交流会を開催します。 また、活動に対するニーズの把握と、円滑な活動を促進するため、当事者・行政・医療・保健・福祉・教育・民間等他機関との連携を強化します。
6	ボランティア養成講座の開催	ボランティア人口の増強及び活性化に向け、新規ボランティアを育成し、活動を促進するための各種ボランティア養成講座を開催します。
7	活動拠点の整備	福祉センターをボランティアの活動拠点とし、研修・会議・作業等に活用できる場を提供します。また、活動資材の充実を図ります。
8	ソーシャルアクション活動の充実	ボランティアから見た地域の実情や課題及び解決策について、関係機関に提言する場を設置します。



### 3 関係団体との連携強化

社会福祉協議会は地域福祉を推進するための連絡・調整役として、町の担当各課や医療・福祉関係機関、町の団体や民間事業者等と密に連絡を取る立場にあります。個人・世帯・地域が抱える課題の複雑化・複合化に合わせて、よりきめ細かな対応ができるよう、支援に関わる多様な主体が共通認識のもとに活動を展開できる体制を構築し、関係団体・専門機関等の相互の情報共有を支援します。

#### ① 多職種・地域との連携強化

個々のニーズに応じた、よりきめ細かなサービス・支援を提供するために、関係機関と連携しながら情報共有と活動方針に関する協議を行います。

No.	取組	内容
1	区長会との連絡・連携強化	区長会との協力関係を更に深め、情報交換、ケースの検討を行いながら、小地域福祉活動を推進します。
2	ボランティア連絡会の開催	ボランティアグループ間の横の連携を密にするために、2ヶ月に1回、グループの代表者が集まり、情報交換、ケース検討などを行います。
3	民生委員児童委員協議会との連絡・連携強化	地域福祉・在宅福祉の推進役である民生委員児童委員協議会の活動と連携強化を促進し、当事者の課題発見や対応策について、定期的に協議を行い、また積極的に関係機関への協力を働きかけます。
4	清水町高齢者支援ネットワークの強化と充実	在宅高齢者に関わる従事者のネットワークづくりを推進し、個々の福祉ニーズに対し情報交換、ケースカンファレンスを行いながら福祉向上を図ります。
5	生活支援協議体運営の推進	生活支援コーディネーターが、協議体のネットワークを活用し、地域の互助と住民主体のサービスの活性化に向けた体制づくりを推進します。
6	在宅医療・介護連携推進会議への参画	介護を必要とする人が安心して地域で生活できるよう、地域にある医療機関や介護関係者で構成される会議（清水町在宅医療・介護連携推進会議）へ参画し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
7	自立支援協議会への参画及び運営の推進	地域における障がい者等への支援体制の整備に関する課題について情報を共有する「自立支援協議会」に参画し、運営を推進します。
8	NPO法人との連携強化	町内のNPO法人及び福祉系非営利団体の活動に対し支援を行います。 また、ボランティア連絡会に参画してもらうことでボランティア団体等との連携・情報共有を図ります。

## ② 団体の運営及び組織力強化のための支援

地域福祉を担う各団体・組織に共通する、会員数の減少や後継者不在等の課題解決に向けた支援の充実や体制整備に努めます。

No.	取組	内容
1	各種団体の活動PR	各団体が取り組む活動について、地域住民に積極的に紹介し、新規会員の加入や後継者育成につなげていきます。
2	シニアクラブへの活動支援	シニアクラブが自主的に実施する活動のほか、生きがい創出に向けたクラブ活動を支援します。
3	当事者団体のニーズの把握	町内で活動する当事者団体と懇談会を開催し、活動状況の確認やニーズの把握を行ないます。
4	当事者団体の会員増強及び活性化に向けた支援	当事者団体の活動について、自主性を尊重しながら、事務や活動の支援を行います。 また、会員増強に向けた広報PRを支援します。

## 基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

### 1 孤独・孤立対策の推進

ライフスタイルの多様化と少子高齢化・核家族化に起因する地域の繋がり希薄化は、地域で暮らす人たちが生きづらさや孤独感を感じる社会への変化をもたらしました。さらに近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の交流や見守り、相談支援を受ける機会等が少なくなり、これまで社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化しています。

当事者個人の問題ではなく、ライフステージの移行や環境の変化によって誰にでも起こりうる問題として認識し、日頃から地域の人々をつなげる予防対策や見守り体制の強化、一時的に孤独・孤立状態となっても適切な支援を受けられる体制の構築に努めます。

#### ① 地域の居場所づくりの推進

誰もが気軽に利用できる、地域のふれあい・集いの場を拡充し、地域住民の孤立を未然に防ぎます。また、同じ悩みを抱える人が集まり、相談・共有できる環境づくりに努めます。

No.	取組	内容
1	高齢者の居場所づくり	高齢者がお茶を飲みながら、囲碁やゲーム、体操、手芸、カラオケなどを楽しみ、健康でいきいきとした暮らしができるよう、気軽に立ち寄り、住民同士が主体的に交流できる『居場所づくり』を推進します。
2	子育て中の母親等の居場所づくり	児童館において、子育て中の母親等が息抜き・相談・交流ができるような居場所を提供します。
3	子どもの居場所づくり	生活困窮やひとり親等、支援を必要とする子どもに対して学習支援、食事提供を行います。 また、団らんの場となる居場所の確保について、関係機関と連携し、推進します。
4	障がいのある人の居場所づくり	障がいのある人もない人も地域で交流できる居場所づくりについて、調査・研究を行います。
5	ふれあい・いきいきサロン事業の充実と推進	ふれあい・いきいきサロン事業について、地域の理解と民生委員児童委員、ボランティア等の協力・協働で、参加者の生きがいや介護予防を促進するため、充実と推進を図ります。 また、シニアクラブ会員でない方や閉じこもりがちな高齢者へ参加を呼びかけます。
6	福祉センターの有効活用	福祉センターの会議室等を地域住民が気軽に集える場所として有効活用し、利用促進を図ります。
7	ユニバーサルデザインのまちづくり	誰にでも優しい福祉のまち清水町をつくるために、年齢・性別や障がいの有無に関わらず、すべての人が利用しやすい施設やものづくり、環境づくりを進めるユニバーサルデザインへの考えを普及していきます。

## 2 安全・安心な地域づくり

誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域の実現のためには、福祉サービスや支援による自立した生活の継続だけではなく、防犯・防災やバリアフリー、権利擁護等、様々な面で不安や不自由さを解消し、安心して生活を続けることができる環境が必要です。今後も引き続き、町と連携して防犯・防災対策やバリアフリーの推進に取り組むとともに、地域活動やボランティアとの連携を通じて、住民の意識づくりや緊急時の体制強化を図ります。

### ① 見守り体制の強化

各団体が協力することで、地域住民の安否確認のほか、虐待や徘徊者の早期発見、生活課題を抱え支援を必要とする人へのアプローチ等、地域の見守りを強化し速やかに相談、支援へとつなげる体制を整備します。

No.	取組	内容
1	生活支援サポーター登録者の養成	高齢者のちょっとした困りごとのお手伝いを行う、生活支援サポーターの養成講座を開催するとともに、ゴミ出し・部屋の掃除・話し相手・電球交換・外出支援など、高齢者の生活支援するサポーター登録者を養成します。
2	シニアクラブ友愛訪問活動の支援	シニアクラブの友愛訪問活動と連携を取り、閉じこもりがちな高齢者への声かけや家族の理解等を得て、地域活動への参加を働きかけます。
3	徘徊高齢者見守り・捜索ネットワークの強化	徘徊又は徘徊のおそれがある高齢者の徘徊を未然に防止し、行方不明になった時の早期発見と保護を目的に、地域の福祉サービス提供事業者等関係機関のネットワークを強化します。
4	高齢者虐待防止対策会議の開催	高齢者虐待の早期発見に努め、関係機関が連携し高齢者の安全な生活を確保します。併せて、町民に高齢者虐待の予防について啓発します。
5	悪質商法の予防と防犯意識の高揚	悪質商法の予防や不審者などの防犯に関する情報収集を行い、町民が被害を受けないように啓発します。

### ② 災害時支援体制の整備

災害の発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、人材育成に努めるとともに、緊急時を想定した訓練等を通じて、支援拠点の運営体制を強化します。

No.	取組	内容
1	災害時を想定した人材育成及び資器材整備	災害時に備え、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、人材を育成します。 また防災関係資器材の整備や点検を行うとともに、保管場所についても必要に応じて見直しを行います。
2	災害ボランティア本部運営訓練	緊急時を想定した支援拠点の運営訓練を定期的実施し、必要に応じて運営マニュアルの見直しを行います。
3	災害ボランティア本部と他機関との連携	緊急時の支援拠点の運営に向けて、県、近隣市町、技術系NPO、地縁組織、ボランティア団体等、他機関と協定の締結を行い、連携のあり方や役割分担について協議します。
4	社協職員の非常時参加訓練	災害等発生に備え、職員緊急連絡網伝達訓練を実施し、職員の安否確認及び、非常時における緊急招集訓練を実施します。

No.	取組	内容
5	災害ボランティア本部設置マニュアルの作成	災害等発生に備え、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成する。
6	災害時を想定した情報伝達訓練	災害時における情報の伝達手段として、防災無線・電話・携帯電話・FAX・ICT等を活用し、関係機関と連携して訓練します。
7	福祉避難所の整備	災害時に一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した福祉避難施設の確保に向けて、町当局と連携を取りながら、福祉センターを福祉避難所として整備していきます。
8	BCPの作成	災害時において、福祉事業、福祉サービスが安定的かつ継続的に提供できるよう、法人内業務の事業持続化計画（BCP）を作成します。

## 基本目標4 適切な支援へつながる体制づくり

### 1 包括的支援体制の構築

個人や世帯、地域を取り巻く生活課題は、介護・育児・就労・家族関係・生活困窮等の複数の分野にまたがる「複合化」と、雇用形態やライフスタイルの変化に伴う「多様化」が進行しており、さらに引きこもりや孤独死、ヤングケアラー等「制度の狭間」の問題が増加する等、従来の分野別・属性別の枠組みでの支援では課題解決が困難なケースが増加しています。このような問題に対し、課題を抱える人の状況を正確に捉え、適切な支援につなげられるよう、相談支援を中心とする横断的な支援体制の構築に努めます。

#### ① 相談支援体制の強化

様々な生活課題を抱える地域の住民に対応できるよう、より利用しやすい相談支援体制の整備と、課題解決に向けた職員の資質向上を図ります。

No.	取組	内容
1	ワンストップ相談窓口の構築	福祉センターの相談窓口で、福祉総合相談、高齢者の生きがい相談、町民の心配ごと相談をはじめ、子育て・介護・障害等の分野を横断的に対応できるよう、職場内及び関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を目指した『ワンストップ相談窓口』の構築に努めます。
2	相談対応の資質向上	ワンストップ相談窓口や電話相談などにおいて、職員一人ひとりに対する、相談対応の資質の向上を図ると共に相談者に寄り添いながら丁寧な対応に努めます。
3	行政の相談窓口、担当部署との連携強化	町民の相談に対し、個人情報保護に留意しながら、問題解決に向けて適切な対応ができるように行政の担当部署との連携を強化します。

#### ② セーフティネットの構築

「制度の狭間」の問題でもある生活困窮について、相談支援を通じて生活課題の解決と自立した生活に向けた継続的な支援を実施します。

No.	取組	内容
1	生活困窮者自立支援事業	経済的事情からいくつもの課題を抱えている方が地域で安心して暮らせるよう、住宅確保給付金の相談並びに申請手続きのほか、必要に応じて資金貸付事業との連携や一定の期間衣食住に係る支援等を行います。
2	生活福祉資金・小口資金貸付事業の推進	低所得者世帯に対して、経済的な自立を目標とした、生活資金や修学資金等の貸付事務及び指導を行い、当該世帯の自立更生の助けとなるよう民生委員児童委員との協力のもと、償還指導を含めた生活全般にわたり指導します。
3	子どもの貧困支援	生活困窮やひとり親等、支援を必要とする子どもに対して学習支援、食事提供を行います。 また、団らんの場となる居場所の確保について、関係機関と連携し、推進します。



## 2 きめ細かなサービスの提供と支援

住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けるためには、心身の状態に合わせて適切な支援を受けることができる環境が必要になります。関係機関や民間事業者と連携し、多様な形式の福祉サービスの充実を図ることで福祉サービスの質の向上を図ります。また支援体制の周知やサービスの利用支援を通じて、サービスや制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

### ① 認知症対策・在宅福祉サービスの強化

認知症になっても本人や家族が地域で安心して暮らせるよう、住民の認知症に対する理解を深めるとともに、相談支援体制を整備・強化します。

No.	取組	内容
1	認知症地域支援推進員の設置	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、地域の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談に対応します。
2	認知症初期集中支援チームの設置	地域包括支援センターに医療系・福祉系の専門職により構成されるチームを作ります。 認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。
3	認知症サポーター養成講座の開催	認知症に対して正しい知識をもち、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人を増やすため、認知症サポーター養成講座を開催します。
4	介護器具（車いす）貸出事業の促進	介護保険対象外の方、病気・事故等で急に車いすが必要になった方、また学校等での福祉体験などに対して、短期間無償で貸し出します。

### ② 障害福祉サービス事業の強化

障害のある人が地域の住み慣れた場所で必要な支援を受けながら自立した生活を続けられるよう、障害福祉サービス事業を実施します。

No.	取組	内容
1	就労継続支援B型事業『柿田川作業所』の事業推進	雇用されることが困難な障がいのある人たちが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供します。 また、生産活動をはじめとする各種活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
2	町内の社会福祉法人・福祉施設等との連携強化	障害のある人のニーズに応じた地域生活への移行・継続支援、就労支援等の課題への対応や、地域全体で自立した生活を地域全体で支援できる体制の構築に向けて町内の関連する事業者等との連携を強化していきます。
3	障がい者についての理解と啓発	障がい者への理解を促進するために、啓発活動を推進します。
4	障がい者支援のプログラムの研究と開発	障がい者への理解を促進し、社会参加を支援していくためのプログラムづくりについて、研究と開発を進めます。

No.	取組	内容
5	指定特定相談支援事業(計画相談支援)・指定障害児相談支援事業の推進	障害福祉サービス等を申請した障がいのある人について、「サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」の作成、及び支給決定後の「サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」の見直しなどを実施し、適切なサービスの利用に向けてケアマネジメント等による計画相談支援、障害児相談支援を行います。
6	手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が健聴者との意思の疎通を図るうえで、手話通訳者派遣に関するコーディネートを行います。
7	手話奉仕員養成講座の開催	聴覚障がい者の手話通訳者派遣事業を推進するにあたり、手話奉仕員養成講座を実施します。

### ③ 成年後見制度の利用促進

認知症の進行のほか、知的障がい・精神障がい等の理由により判断能力が不十分とされる人を対象に、財産管理や契約の締結等を代理で行う「成年後見制度」の利用促進を通じて権利擁護の推進を図ります。

No.	取組	内容
1	日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安がある方に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行います。
2	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、制度を必要とする方の相談援助を行います。
3	成年後見制度における市民後見人の育成	判断能力が十分でない方の生活を市民目線で支援し、ボランティアで成年後見活動を行っていく「市民後見人」の育成に向け、近隣市町社協と連携を図り、その育成に努めます。
4	成年後見制度における法人後見体制づくり	成年後見制度利用促進に向けて、家庭裁判所等から社会福祉協議会が法人として受任する『法人後見実施機関』として、職員体制づくりを推進します。
5	中核機関の整備	成年後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークを構築するため、進捗管理・コーディネートを行う「司令塔機能」、関係機関との連絡調整のうえ協議会の適切な運営を行う「事務局機能」、支援の方針や本人にふさわしい制度の利用、モニタリング・バックアップについて検討と専門的判断を行う「進行管理機能」の確保・強化について、町と連携・分担して取り組みます。

### ④ 町受託事業の充実

町から受託している各種事業の充実強化に向けて、町の各担当課と連携を図りながら地域の課題解決に取り組みます。

No.	取組	内容
1	放課後児童健全育成事業の充実強化	子どもの健全育成を図るため、遊びを主体としたサービスを提供し、集団生活の中から自立性や協調性を養い、社会的な慣習を習得させるための生活指導の充実と向上に努めます。
2	地域包括支援センター事業の充実	在宅高齢者が“住み慣れた地域でいつまでも”尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう関係団体との連携を強化することで福祉向上に努めます。



No.	取組	内容
3	在宅介護者のつどいの開催	介護者の日頃の悩みや介護疲れをいやすために、交流会・施設見学・学習会等を開催し、心身のリフレッシュ、介護に関する技術習得、福祉サービスの知識を深めるよう支援します。
4	福祉センター指定管理者制度におけるセルフモニタリングの向上	「指定管理者」として、福祉センターの効率的運営を図りながら、福祉団体・ボランティア活動など福祉の活動拠点として、町民の社会福祉の増進に活用していきます。
5	シニアセンターの活用促進	シニアセンターにおいて、シニアクラブの諸活動を中心に施設の利用を促進します。
6	障害者相談支援事業（基本相談・一般的な相談）の機能強化	障がい者や、そのご家族等からの福祉に関する全般的な相談に応じ、基幹相談支援センターとの連携を図りながら、医療機関や学校・障害福祉サービス事業等関係機関と情報共有・連絡調整を行い必要な支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行ないます。 また、自立支援協議会への参加と運営を推進し、個別事例の検討等を通じて関係機関との連携を図り、社会資源の開発・改善等に努めます。
7	地域活動支援センター事業の充実	地域の、障がいを持った方達に対して、活動や交流の機会を提供し、社会的居場所としての機能、役割を果たします。
8	基幹相談支援センター機能強化	専門部会（相談支援連携部会、地域生活拠点部会、子ども子育て部会、くらし就労部会等）を開催し、障害者の地域生活支援や社会参加等のタイムリーな地域課題について協議を行い、検討事例を通じて地域課題を協議会にあげ、地域のサービス基盤整備に努めます。
9	障害者区分認定調査の実施	都道府県が行う特別な研修を修了した「認定調査員」が、自宅や施設、事業所等に訪問し、本人や保護者、支援者等に対して話を聞き取り、障害福祉サービスを受けるに該当するかどうかを判断するための調査を行います。

### 3 社会福祉協議会の機能強化

多様化するニーズへの対応や複雑化・複合化した課題に対する多角的なアプローチが求められるなど、近年の福祉の情勢において、社会福祉協議会は今後も町と連携しながら関係団体・住民の社会参加を支援する等、様々な役割が求められます。

このような要求に対応するため、今後も人材・財源の確保や職員の資質・能力の向上、周囲との連携強化や内部の管理体制の見直し等機能強化を図り、地域福祉を担う関係者の要望に合わせて柔軟な支援ができるよう努めます。

#### ① 事業及び活動のPR強化

社会福祉協議会が地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体であると周知するため、ホームページやSNS等の様々な媒体を活用し、事業や活動のPRに努めます。

No.	取組	内容
1	清水町社会福祉憲章の趣旨のPRと実現	1993（平成5）年に制定された清水町社会福祉憲章の趣旨の啓発に努めます。
2	事業PRの推進	各種講座やイベントの開催案内などを行い、一人でも多くの人に参加できるように新聞、広報誌、ホームページ、SNS等各種メディアを使って、事前のPRを行います。
3	機関紙の充実	本会機関紙『社協だより』の紙面より、最新の社会福祉協議会の動きや福祉情報を提供し、内容の充実に努めます。 受託業務の事業状況や専門情報を伝えるため、地域包括支援センター発行『地域包括支援センターニュース』の充実を図ります。
4	社会福祉協議会業務のパンフレットによるPR強化	社会福祉協議会の業務を多くの人に知ってもらうため、社会福祉協議会の業務内容や、実施している福祉サービスをわかりやすくパンフレットにまとめ、広く町民にPRします。
5	ホームページの充実	高齢者、子どもなどに配慮し、あらゆるユーザーが快適に情報を得ることができるような見やすく、わかりやすいホームページの充実に努めます。また、社会福祉協議会と事業の取組みをわかりやすく掲載するとともに、『社協だより』を補完する等最新の情報発信に努めます。
6	共同募金、日赤事業の充実	共同募金活動（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）と日赤事業の普及と理解を得るために、町民や事務所へ積極的に事業のPR活動を推進します。

#### ② 業務実施体制の強化

より質の高いサービスを提供するために職員研修を実施し、社会福祉協議会職員の意識改革と資質向上に努めます。また、より効果的かつ効率的に業務を実施するために、職員の適正配置や事務分担等の体制の見直しを行います。

No.	取組	内容
1	職員の資質の向上	複雑・多様化する福祉ニーズに対応するため、職員の資質向上に努め、内外の連携を強化していきます。
2	苦情解決窓口の設置	利用者からの苦情に対し、適切かつ迅速に対応するため、本会の事業所・施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めます。

No.	取組	内容
3	専門技術・援助技術の習得	職員の資質向上を図るため、職場内の研修や各種研修会へ積極的に参加します。また、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等資格の取得を積極的に奨励します。
4	事務局・各セクションの組織体制の強化	計画に基づいた社会福祉協議会活動を展開していくために、また、効率的な地域福祉活動を推進していくために、職員の適正な配置、適正な事務分担、職階制の見直し、組織の強化に努めます。
5	経営部門（介護保険業務・障害者総合支援法業務）関係業務部署の連携強化	介護保険事業に携わる業務及び障害者総合支援法事業に携わる業務の効率的・安定的な経営を目指し定期的に経営会議を開催します。
6	労務管理体制の確立	パートなどの職員が増加する中で、非常勤職員の雇用契約について、労働基準法などの法令に則した労務管理体制を確立します。

### ③ 組織の強化

公共性と民間性を併せ持った地域福祉を推進する民間団体として、地域住民から信頼されるよう、主体的な経営判断と地域に開かれた組織体制を強化します。

No.	取組	内容
1	理事会の充実	執行機関としての機能を高めるとともに社会福祉協議会の活動に日常的に関わる体制づくりを進めます。
2	評議員会の充実	議決機関としての機能を高めるとともに社会福祉協議会の活動に日常的に関わる体制づくりを進めます。
3	諸規程の整備と職員の処遇改善	社会福祉法人としての適正な運営を図るため、定款に沿って各種規程を見直します。また、職員の処遇改善について、関係機関へ要望していきます。
4	情報管理体制の強化	情報公開や個人情報保護を踏まえ、文書やデータの適正な管理を組織的・継続的に実施します。
5	福祉サービス・事業の見直し	社会福祉協議会の限られた財源の中で、必要かつ効率的な業務を運営していくために、既存の福祉サービス及び事業の見直しや統合、廃止などを検討していきます。
6	近隣市町社会福祉協議会との連携	近隣市町社会福祉協議会と連携を取りながら、広域的な事業の実施について協議を進めます。
7	社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業	町内外の社会福祉法人が連携し、地域貢献や人材の育成及び定着に向けた協働事業展開できるよう、関係者各位と協議を進めます。併せて社会福祉法人における事務処理部門の集約・共同化の実現可能性についても検討を進めていきます。

#### ④ 財政強化

事業を円滑に行うために安定的な公費の導入を図るとともに、介護保険事業等々の事業については、採算性を確保した質の高いサービスの提供や、効率的な経営に取り組むことで自己財源を強化し、多様な福祉ニーズに対応した地域福祉推進事業に還元していきます。

No.	取組	内容
1	一般会費と特別会費の拡充	社会福祉協議会活動運営の基礎となる自主財源の一つである会費の用途を明確にし、町民や関係機関への理解を求めます。また、一般会費・特別会費（法人会費）の拡充を行います。
2	共同募金の拡充	共同募金会を中心に、民間財源の確保策として、共同募金の拡充を図ります。
3	共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）の効率的な配分	共同募金会を経由して配分される町民の皆様からの募金を地域福祉活動、高齢者福祉活動、福祉団体の補助金として、有効に配分します。また、歳末たすけあい募金は、助成金を必要とする世帯や福祉施設入所者のために有効に配分します。
4	基金の拡大	寄付金をはじめ、自主財源の余剰を社会福祉活動基金等として積み立て、安定財源の確保に努めます。
5	公的財源の確保と充実	職員の人件費及び、公共性の高い活動に対する補助金・受託事業に必要な受託金について、それらの活動及び事業の効果的な推進を図るため、町補助金及び受託金が、適正に交付されるよう要望するとともに、ルールを確立していきます。

## 第5章 計画の推進管理

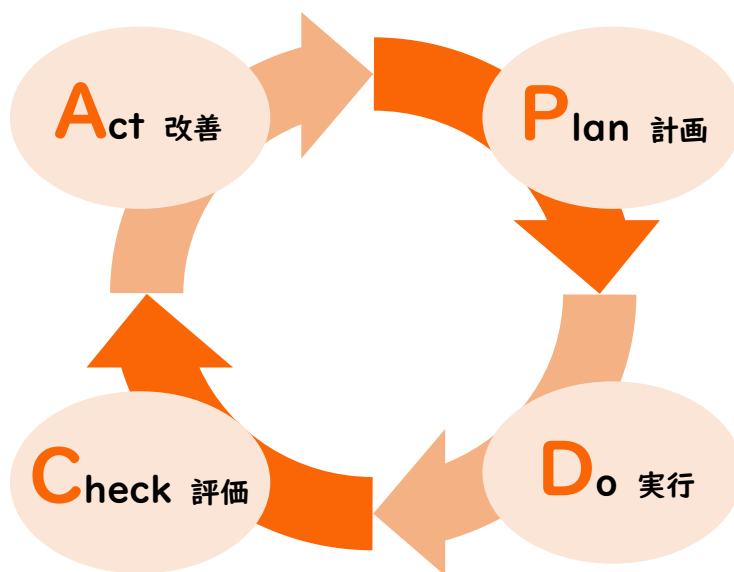
### 1 計画の推進体制

本計画は町が策定する地域福祉計画の方針を踏まえて社会福祉協議会の施策・事業の方向性を定めるものです。多様な地域課題や支援ニーズに対応した地域福祉の推進のため、町の各福祉所管部署のほか、地域住民、自治会、民生委員児童委員協議会、福祉事業者等との連携・協働による推進に努めます。

また町の状況に合わせて、地域福祉計画に定める施策の方向性に変更があった際には、策定委員会にて協議のうえ社協の担うべき役割を定め対応していきます。

### 2 計画の進行管理について

計画の点検・評価にあたっては、社会福祉協議会が提供する福祉サービス、事業等の進捗状況を各年度ごとに検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。



### 3 成果指標の設定

計画の進捗管理や施策・事業における達成状況を客観的に評価するため、以下のとおり新たな成果指標を定めます。評価方法は計画の最終年度の数値で判断しますが、毎年度末に各指標の数値を確認することで、進捗状況の確認と課題分析に活用します。

#### 基本目標1 地域を支える人づくり

No.	指標の内容	現状 (令和4年3月時点)	目標 (第6次計画終了時点)
1	福祉講演会の実施回数	年1回	年2~3回
2	福祉体験講座の実施回数	年4回	年6回
3	各種団体PR広報	年1回	年2~3回
4	ボランティア団体PR広報	年1回	年2~3回
5	ボランティア連絡会登録グループ数	18団体	23団体
6	ボランティア養成講座開催数	2回	3回
7	ボランティア登録者数	287人	320人
8	生活支援サポーター	18人	30人

#### 基本目標2 助け合い、支え合いの地域づくり

No.	指標の内容	現状 (令和4年3月時点)	目標 (第6次計画終了時点)
1	住民主体の支援事業に関するワークショップ開催数	年1回	年3回
2	福祉センター利用者数	年25,000人	年35,000人
3	地域の居場所拠点数	1か所	5か所
4	高齢者生活支援サポーター	18人	30人
5	高齢者生活支援コーディネート件数	0件(人)	10人
6	ふれあい広場来場者数	700人	1,000人
7	ふれあい・いきいきサロン1回あたりの利用者数	20人	25人
8	障がい者についての理解と啓発活動	年2回	年3回
9	障がい者支援に関する行事開催及び参加	年1回	年2回

### 基本目標3 だれもが安全に安心して暮らせる環境づくり

No.	指標の内容	現状 (令和4年3月時点)	目標 (第6次計画終了時点)
1	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施回数	年1回	年1~2回
2	災害ボランティアコーディネーター登録数	年1人増	年3人増
3	災害時ボランティア等支援団体協定数	1団体	3団体

### 基本目標4 適切な支援へつながる体制づくり

No.	指標の内容	現状 (令和4年3月時点)	目標 (第6次計画終了時点)
1	市民後見人登録者数	1人	5人
2	職員の資質向上に向けた内部研修	1回	2~3回
3	法人後見新規受任件数	0件	3件
4	生活困窮者自立相談支援事業の周知・啓発	1か所	3か所
5	手話通訳者派遣件数	年60件	年80件
6	フェイスブック登録者	5人	50件
7	ホームページ更新頻度	週1回	週2回